不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容		学童保育利用の承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則第5条
	根拠条項	栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則第5条
	参考事項	栃木市学童保育の実施に関する条例第6条
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定
		平成28年 4月 1日最終変更

【基準】

栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則抜粋

(学童保育利用の承認の取消し)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童保育利用の承認の全部又 は一部を取り消すことができる。
 - (1) 条例第7条に規定する学童保育料を2月以上滞納したとき。
 - (2) 1月以上連続して児童を欠席させたとき。
 - (3) 条例第3条に定める対象児童としての事由が消滅したとき。
 - (4) 利用児童が他の児童の良好な学童保育の利用を妨げる行為を繰り返し行ったと き。

処 分

- (5) 虚偽の申込みにより承認を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定したときは、学童保育利用承認(一部)取消通知書(別 記様式第8号)により利用保護者に通知しなければならない。

基